

学校いじめ防止基本方針

令和7年（2025年）4月1日

北海道滝川西高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心やからだの健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、いのちや心とからだに重大な危険を生じさせる恐れがある。

この基本方針は、生徒の尊厳を保持し、学校・家庭・地域住民・行政その他の関係者が相互に連携・協力し、いじめの問題の克服に向けて取り組むため、滝川市生徒のいじめの防止条例（平成26年滝川市条例10号）第11条の規程に基づき、いじめ防止など（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他いじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その対象となった生徒が心や体の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめに当たるか否かの判断については、次のとおりとする。
 - ① 表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。
 - ② いじめを受けていても、生徒自身が否定するときがあることから、日頃から生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
 - ③ インターネット上での悪口などは、書かれた生徒がそのことを知らずにいるときは、苦痛に至っていないケースについても、加害行為をした生徒に対する適切な指導が必要であること。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- 生徒の好意から行ったことが、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったときは、厳しい指導だけでなく、行為を行った生徒には悪意がなかったことを十分に踏まえて対応する。
- いじめは、加害者と被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動などの集団における、はやしたてたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在により、潜在化したり深刻化したりするものがあることを十分に踏まえて対応する。
- 「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常から、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じる心や体の苦痛に着目していじめか否かを判断する。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害者と加害者の関係修復状況などの事情も考慮して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2 基本理念

- (1) いじめの防止などのための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを基本として行われなければならない。
- (2) いじめの防止などのための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら見逃すことがないようにするため、いじめが生徒の心と体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを基本として行われなければならない。
- (3) いじめの防止などのための対策は、いじめを受けた生徒のいのちや心と体を保護することが特に重要であり、いじめを受けた生徒に責任はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 学校及び学校教職員の責務

(1) 学校の責務

- ① 学校は、生徒が安心して通学でき、学習・生活することができる場であることが求められることから、単にいじめをなくすという取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加することができる授業づくりや、好ましい人間関係を基盤とした豊かな集団生活を送ることができる環境づくりに努め、学校において「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関と密接に連携する。
- ② 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない環境をつくる。
- ③ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒の些細な変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- ④ 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

(2) 学校教職員の責務

- ① 教職員は、いじめを発見したり、いじめに関わる通報・相談を受けたりした場合は速やかに「学校いじめ対策組織」に対して、いじめに係る情報を報告するとともに、内容を記録化し、学校の組織的な対応につなぐ。
- ② 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認したうえで、いじめに組織的に対応する。

II いじめの防止等のための対策の基本的な方向

- 1 生徒は、いかなる理由があっても、いじめを行ってはならない。
- 2 すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実、予防的な生徒指導を推進する。
- 3 学校による組織の設置
 - (1) いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次のとおりとする。
北海道滝川西高等学校いじめ防止委員会
教頭、生徒指導部長、教務部長、特別支援コーディネーター、学年主任、当該学級担任
 - (2) いじめの存在を認知し、重大事態が発生した場合の指導体制を次のとおりとする。
北海道滝川西高等学校いじめ対策委員会
校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、特別支援コーディネーター、学年主任、当該学級担任、関係教諭（教科担任、部活動顧問など）
 - (3) (1)、(2)の各委員会の定足数は、定員の半数とする。
 - (4) 学校のいじめ対策を機動的なものとするために、いじめ対策委員会の下に校長、教頭、生徒指導（いじめ）担当教諭で構成する実務部会を置く。なお、この部会には必要に応じて、他の関係する教職員を加えることもできる。

III いじめの防止等のための対策の内容

- 1 いじめの未然防止
 - (1) 各教科や学校行事において、豊かな心を育む教育の充実を図り、社会性や規範意識の高い学校づくりを進める。
 - (2) 相談・通報体制の充実を図り、相談者への支援と助言及び学校との情報を共有する。
 - (3) インターネットを介したいじめ防止に向け、生徒に対する情報モラル教育を充実し、保護者への理解を深めるための啓発を行う。
 - (4) 教職員の研修及び情報共有を実施する。
 - (5) いじめの防止などの取組について適正に評価・公表が行われよう、学校評価を実施する。
 - (6) いじめの撲滅に向けて、生徒自身が主体的な活動ができるよう支援する。
- 2 いじめの早期発見及びいじめの早期解消
 - (1) 日常の観察から生徒の変化や教職員の気づいた情報の共有を行う。
 - (2) いじめアンケート（年4回）を行い、いじめの把握に努める。
 - (3) ネットパトロールを定期的に行い、不適切な書き込み等の把握に努める。
- 3 いじめへの対処
 - (1) いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言、その他の必要な措置を継続的に行う。
 - (2) 必要があると認めるときは、家庭と連携を図りながら、いじめを行った生徒がいじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講じる。
 - (3) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることがある事案に対しては、直ちに教育委員会及び警察に通報し、連携して対処する。

4 いじめ解消に向けた指導

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- 今後の対策について、ともに考える
- 活動の場等を設定し、認め、励ます

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- 今後の生き方を考えさせる
- 必要がある場合は懲戒を加える

(3) 関係集団（周囲の生徒など）への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えさせる
- 望ましい人間関係づくりに努める
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める
- 個人情報、プライバシーに十分配慮する。

(4) 保護者への対応

被害・加害生徒の保護者へは、原則として、複数の教職員が家庭訪問を行い、対応する。保護者からの要望等に関しては、組織で検討することとし、期日等を明示して回答するなど、誠意をもって対応する。相談・対応の窓口を一本化する。

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- じっくりと話を聞く
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性がある
- 生徒や保護者の心情に配慮する
- 行動が変わるためには保護者の協力が必要である

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

IV 重大事態への対処

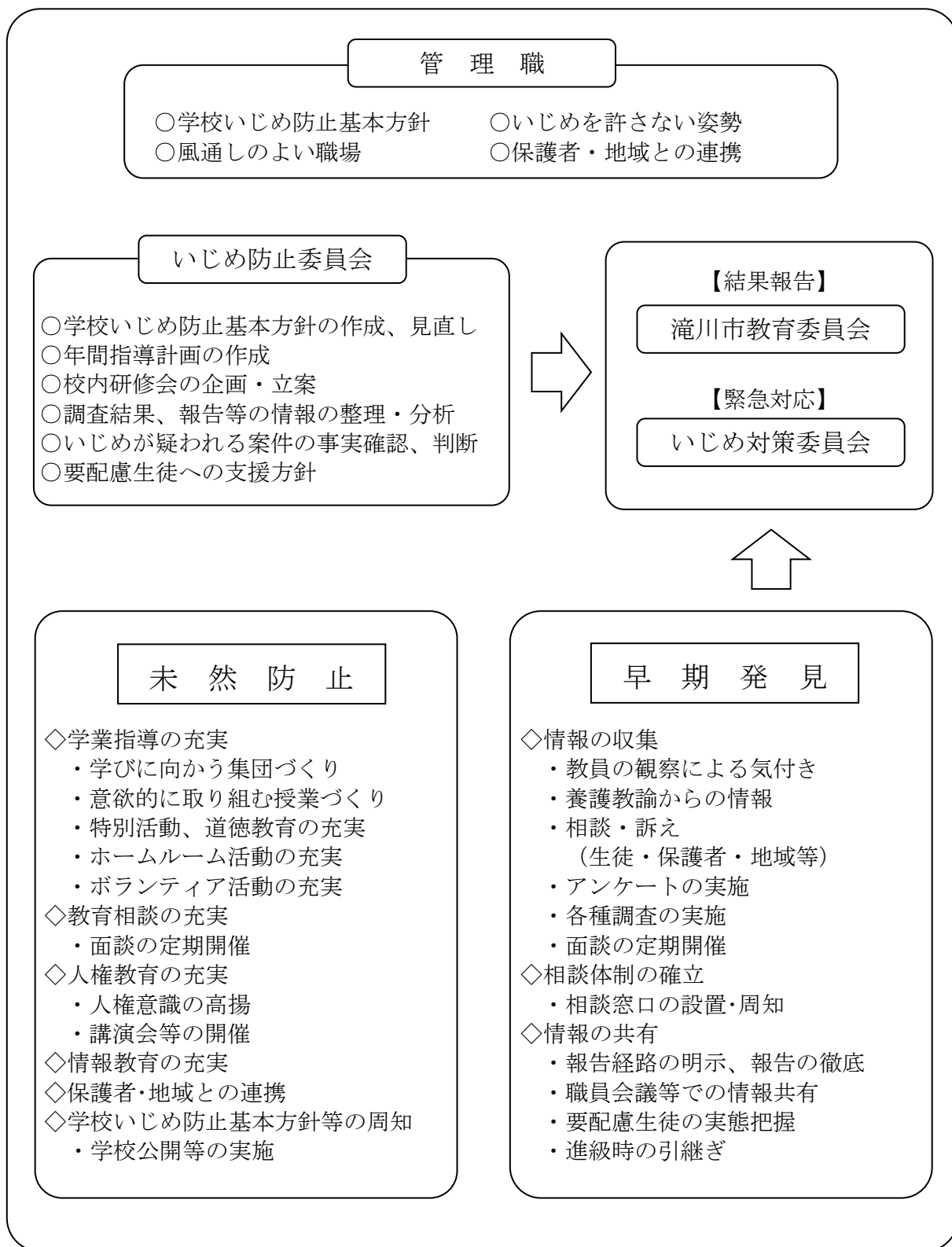
1 重大事態の定義

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 本校は、いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。

3 重大事態の調査は、教育委員会が実施するため、学校で実施した事実確認等の調査結果を記録化し、その整備を図る。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

